

事 務 連 絡  
平成 27 年 6 月 11 日

一般社団法人日本旅行業協会会長 殿  
一般社団法人全国旅行業協会会長 殿

観光庁観光産業課  
旅行安全対策推進室長

口永良部噴火警報に伴う屋久島観光に関する正確な情報の収集  
及び旅行者等への情報提供について（依頼）

標記について、平成27年5月29日付け文書をもって、口永良部島噴火警報に伴う正確な情報の収集、旅行者及び旅行予定者への情報提供について依頼したところです。

平成27年5月29日に気象庁により発出された警報では、避難対象は口永良部島に限られており、屋久島は口永良部島から12kmの距離があること、屋久島・口永良部島航路を除く屋久島発着の飛行機・船は通常運航していることから、屋久島への旅行は特に支障はありません。

貴協会におかれましても、傘下会員会社に対して、当該噴火警報に関する正確な情報の収集に努め、旅行者または旅行予定者からの問い合わせなどに際しては、政府や都道府県等関係機関が公表する情報も踏まえ、正確な情報提供を図るよう周知方よろしくお願い致します。

<参照>

観光庁HP : [http://www.mlit.go.jp/kankocho/topics04\\_000033.html](http://www.mlit.go.jp/kankocho/topics04_000033.html)